

社会福祉法第2条第3項に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」及び「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業」の運用について

社会福祉法第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（平成13年7月23日付社援発第1276号）により、また、同項第10号に規定する生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業については「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日付社援発第1277号）により、それぞれ基準等が定められているところであるが、この運用については、下記のとおりとする。

## 1 事業概要等

これらの事業は、社会福祉法第2条第3項に規定されており、第二種社会福祉事業に該当する。事業者が基準を設けて、生計困難者（生活保護受給者や低所得者等）に対し、診療費又は介護サービス費を無料又は費用の一部（10%以上）の減免措置を行う事業である。

事業を開始するにあたって、事業者は健康福祉部福祉長寿局福祉指導課（以下「福祉指導課」という。）と開始1月前までに事前相談（法的根拠なし）を行い、事業開始後1月以内に社会福祉法第69条に基づき、事業者は、福祉指導課に「住居の用に供するための施設を必要としない第2種社会福祉事業開始届」の提出をする。（処理の流れは別紙）

## 2 事前相談

- (1) 福祉指導課は、事業者に対して、事前相談を開始1月前までに行うよう指導する。
- (2) 事前相談では、届出手続き及び事業基準等（以下「基準等」という。）について説明を行い、その内容についての理解を得るとともに、以下の点を確認しながら、基準等の充足に向けた指導を行うものとする。なお、基準等の確認は平成13年7月23日付社援発第1276、1277号、平成30年2月20日付社援発0220第1号及び別紙1、2により行う。

ア 事業の趣旨

イ 事業主体

ウ 事業計画

- (3) 事前相談期間の1月は、基準等の項目を確認するために必要な期間を想定したものである。特に、事業者からこの期間の短縮について要望があった場合は、その旨を説明し、理解を得ることとする。但し、基準等の確認が着実に行われる場合については、要望に沿うよう、その期間の短縮について配慮すること。
- (4) 必要がある場合は、事前相談の適当な時期に、事業者の了解を得た上で、現場確認を行う。

## 3 開始前の改善指導

事前相談において、基準等に適合しない事項が確認された場合は、開設前に改善するよう、

事業者に働きかけるとともに、その結果についても確認を行う。

#### 4 事業開始届

- (1) 事業開始から1月以内に、別紙様式による事業開始届を提出するよう指導し、これを受理する。
- (2) 事業開始届の届出事項及び添付書類に不備があるときは、その場で受理せず、事業者はその旨の説明を行い、不備が是正された時点で受理する。
- (3) 事業開始届出内容及び添付書類等は以下のとおりとする。

##### ア 届出内容

- (ア) 経営者の名称
- (イ) 主たる事務所の所在地
- (ウ) 事業開始年月日
- (エ) 事業の種類及び内容
- (オ) 事業経営の方法

##### イ 添付書類

- (ア) 定款、約款、その他団体の概要、事業開始趣旨が分かるもの
- (イ) 事業計画書及び収支予算書
- (ウ) 減免規程
- (エ) サービス内容等を記載した利用者に交付する文書
- (オ) 施設案内図
- (カ) 施設平面図等
- (キ) 広告書類（ある場合のみ）
- (ク) その他参考になるもの

※事前相談期間中にすでに提出済みのものについては、省略可。但し、内容が変更されている場合は除く。

#### 5 実施状況の報告

毎年1回（通常4月）、福祉指導課より事業者へ実施状況の報告を依頼する。事業者は、期日までに前年4月1日から3月31日までの実施状況を福祉指導課へ報告する。

#### 6 その他

この運用は、令和2年11月10日より施行する。